

議員提出議案第1号

和歌山県議会会議規則の一部を改正する規則

上記の議案を別紙のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第6項及び和歌山県議会会議規則（昭和31年12月22日議決）第14条第2項の規定により提出します。

令和8年3月17日提出

提出者

和歌山県議会議会運営委員会

委員長 堀 龍 雄

和歌山県議会議長 岩 田 弘 彦 様

和歌山県議会会議規則の一部を改正する規則

和歌山県議会会議規則（昭和31年12月22日議決）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(欠席の届出)</p> <p>第2条 議員は、公務、疾病、<u>出産（配偶者の出産を含む。）</u>、育児、<u>介護、看護</u>その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、当該出産の予定日の<u>8週間</u>（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の予定日（議員が出産したときは、当該出産の日）後8週間を経過する日までの範囲内で、出席できない期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。</p>	<p>(欠席の届出)</p> <p>第2条 議員は、公務、疾病、<u>出産</u>、育児、<u>介護</u>その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、当該出産の予定日の<u>6週間</u>（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の予定日（議員が出産したときは、当該出産の日）後8週間を経過する日までの範囲内で、出席できない期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(理由)

議員が出産のため議会に出席できないときにあらかじめ議長に届け出ることができる出席できない期間について、その範囲を改めるとともに、所要の改正を行うため、この規則案を提出するものであります。